

令和2年度
(2020年度)

保健所の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理対策（災害時対応、食中毒・感染症対策等）をはじめとする対人サービス（感染症、難病、精神保健対策等）及び対物保健（医事・薬事、食品・環境・動物衛生等）を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多種の保健医療職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

具体的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に優先して取り組みます。

具体的には、市民や医療機関からの相談・問い合わせに応じ、法に基づく行政検査等を実施するため、平日に加え、土日祝日も職員による24時間のオンコール体制での受診調整や帰国者接触者外来等への案内、検査機関への検体搬送等を継続して行います。

また、患者が適切な医療を受けることができるよう、入院勧告や、就業制限の実施、必要に応じた患者搬送を引き続き実施します。

さらに、積極的疫学調査、濃厚接触者や検疫所から依頼される入国者への健康観察、消毒命令や、患者や家族へのケア、国や大阪府のサーベイランス・情報収集への協力等、まん延防止の取り組みも継続して実施していきます。

次なる波に備え、検査可能な医療機関との契約締結促進などの「検査体制の強化」をはじめ、大阪府及び医療機関等との連携による「医療提供体制」の更なる強化、保健師等の人材確保、ICT活用及びコールセンター・検体搬送業務の委託等により保健所の体制強化を図ります。

対策の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の国・府からの多様な支援メニューを活用し、効果的な運営を図ります。

なお、災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的とした「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」の策定にあたっては、危機管理室と協力し、適切な避難行動についての事前周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所におけるまん延防止に取り組みます。

また、一次避難所には多くの避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症の拡大リスクが高まることから、避難所における感染症対策についても、危機管理室と連携して取り組んでいきます。

<p style="text-align: center;">実 績</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 土日祝日を含めた 24 時間のオンコール体制を構築。 ② 管内医療機関から、新型コロナウイルス感染症発生届を受理。＜R2.1～R3.3 の受理件数：1,687 件（内 109 件は他市民）＞ ③ 大阪健康安全基盤研究所へ検体搬送。＜R2.1～R3.3 の搬送件数：1,278 件＞ ④ 患者の搬送を実施。＜R2.1～R3.3 の搬送件数：市職員による搬送 5 件、民間救急車による搬送 156 件＞ ⑤ 検疫所からの依頼による入国者への健康観察を実施。＜R2.3.14～11.15 の実施件数：568 件（R2.11.16 以降は大阪府が実施）＞ ⑥ パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）の配付・貸与。＜件数：24 件＞ ⑦ 配食サービス・必需品（衛生用品）の支援。＜配食サービス件数：普通食 5,329 セット、アレルギー食 268 セット、必需品（衛生用品）配付件数：344 件＞ ⑧ 訪問看護師による健康観察を実施。＜訪問件数：21 件＞ ⑨ 「新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）」及び「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を設置し、相談体制を構築。＜新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）相談件数：7,185 件、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）相談件数：11,882 件＞ ⑩ 「地域外来・検査センター」の設置等による検査体制の拡充。＜行政検査実施件数：約 63,000 件＞ ⑪ 庁内応援や外部からの支援の受け入れにより保健所の体制を強化。 ⑫ 自宅療養患者及び濃厚接触者に災害時の避難行動についてのチラシを作成し配付するとともに、「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」を策定した。 ⑬ 新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置に係る図上訓練の実施及び一次避難所訓練に保健師が参加。＜一次避難所訓練参加数：16 小学校区、保健師：延べ 31 人＞
<p style="text-align: center;">説 明</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民や医療機関等からの相談や問い合わせに対応するとともに、症状が悪化した際に迅速に対応するため、土日祝日を含めた 24 時間のオンコール体制を構築しました。 ② 管内医療機関からの新型コロナウイルス感染症発生届を受理した後、療養方針を決定し、積極的疫学調査を実施しました。 ③ 検査機関である大阪健康安全基盤研究所への検体搬送について、保健所職員のほか、委託契約を締結して民間会社において実施しました。 ④ 入院を要する患者の搬送について、市職員又は委託契約を締結して民間救急車が実施しました（令和 2 年 6 月 5 日までは民間救急車にも職員が同乗）。 ⑤ 検疫所からの依頼により、入国者への健康観察（2 週間）を実施しました。なお、令和 2 年 11 月 16 日以降は大阪府が所管することになりました。 ⑥ 令和 2 年 12 月 1 日から自宅療養中の 40 歳以上の全ての方及び基礎疾患がある方等を対象に、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）を配付・貸与しました。

- ⑦ 令和2年12月1日から自宅療養患者及び濃厚接触者を対象に、配食サービスと必需品（衛生用品）の支援を実施しました。
- ⑧ 令和3年2月5日から、自宅療養中の高齢者や、基礎疾患を有する人等を対象に訪問看護師が訪問して健康観察を実施しました。
- ⑨ 相談窓口として、日常生活での感染予防法や体調・健康に関する一般的な相談に対応する「新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）」、感染が疑われる事案の受診等の相談に24時間対応する「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」を設置することで、相談体制の充実を図りました。
- ⑩ 市内5か所に設置した「地域外来・検査センター」や市医師会への委託による市内医療機関での検査に加え、保健所で実施する濃厚接触者等を対象とした検査の実施等、検査体制の拡充を図りました。
- ⑪ 急増する患者への対応として、保健師・看護師等の医療職だけでなく事務職を含めた庁内応援、会計年度任用職員や労働者派遣の雇用、看護系大学によるボランティアの応援等により、積極的疫学調査、入院患者・宿泊療養者・自宅療養者の毎日の健康観察及び療養解除の決定、就業制限解除通知の作成、国の感染症システム入力、市民・医療機関・大阪府等関係機関からの問い合わせ等に対応しました。
- ⑫ 危機管理室と連携して、災害発生時における自宅療養者及び濃厚接触者の避難先を確保し、適切な避難行動についてのチラシを作成・配付するとともに、指定避難所における感染防止対策に関する「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」を策定しました。
- ⑬ 令和2年11月6日に自宅療養患者及び濃厚接触者を対象とした新型コロナウイルス感染症専用避難所の設置に係る図上訓練を実施しました。また、一次避難所の災害訓練（16か所）に保健予防課、地域健康福祉室（健康福祉総合相談担当、母子保健担当）の保健師が参加し、避難所における感染防止対策について助言を行いました。
- 令和3年度においても、感染の状況等を注視し、時機に応じてニーズに沿った適切な対応ができるよう、国・府とも連携しながら「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症対策を重点化して取り組みます。

具体的な取り組み：受動喫煙対策

受動喫煙防止対策については、オール大阪で取り組む大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策に係る周知・啓発及び義務違反時の対応を行います。

現在、経過措置として、経営規模の小さい既存の飲食店における喫煙の届出を促しているところですが、事業主に対し、受動喫煙における被害の実情や禁煙の重要性の理解を求めています。特に、WHO（世界保健機構）から、新型コロナウイルス感染症の重症化防止のため「禁煙すること」を強く推奨する声明を出していることや、喫煙所がいわゆる「三密」となり濃厚接触の場となることなど、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも喫煙に関する様々な問

題点が提起されていることから、市民や事業主に正しい情報を発信し、理解を深めてもらうように努めます。また、市民からの受動喫煙の被害報告があった場合には、管理権限者等に対し指導を継続して行います。

<p>実績</p>	<p>① 既存特定飲食提供施設の喫煙可能室設置の届出を受理。＜受理件数：105 件＞</p> <p>② 受動喫煙防止対策に関する指導・啓発の実施。</p>
<p>説明</p>	<p>① 健康増進法施行規則に基づき、喫煙可能室を設置する既存特定飲食提供施設に対しては、喫煙室を設置している旨のステッカーの掲出や 20 歳未満の立入禁止の順守等、受動喫煙防止対策の徹底が図られるよう指示しました。</p> <p>② 受動喫煙の被害報告や義務違反の通報等を受け、現地確認等により義務違反が確認された場合には、管理権限者等に対し指導を行い、改善を求めました。また、義務違反とはならない事案であっても、受動喫煙防止対策に関する情報提供を行い、配慮がなされるよう啓発を行いました。</p> <p>今後も引き続き、健康増進法及び大阪府条例に沿った手続きの円滑な実施と適切な指導・啓発に努めます。</p>

具体的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生の未然防止

安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設における衛生水準の向上を図り、健康危機事象発生の未然防止をめざします。

施設への立入検査等においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、食品関係施設では調理器具の消毒や手洗い等を、生活衛生関係施設では施設の清潔保持の徹底等に加えて適正な換気の実施等、感染予防対策の一層の徹底を指導します。また、平成 31 年度より改正食品衛生法が順次施行される中、H A C C P（ハサップ）による食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準を普及・啓発し、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

<p>実績</p>	<p>① 食品関係施設及び生活衛生関係施設への立入検査等、適正な維持管理指導を実施。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策に関する施設からの問い合せに回答。</p> <p>③ 全ての食品営業施設に対してH A C C P制度化の周知及び導入支援を実施。 ＜通知先施設数：4,127 件＞</p>
<p>説明</p>	<p>① 食品関係施設では、許可申請等に伴う立入検査時に、食品の衛生管理の一環として器具の消毒や手洗い等の新型コロナウイルス感染症対策を指導しました。また、需要が拡大している店頭販売や持ち帰りの食品を提供する施設に対して、重点的に立入検査や食品の細菌検査を実施し衛生指導を行いました。生活衛生関係施設では、興行場や建築物衛生法特定建築物等への立入時に、室内の二酸化炭素濃度の測定を実施し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、換気状況の確認を行いました。また、公衆浴場や遊泳場では、浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。</p>

	<p>② 新型コロナウイルス感染症感染対策に関する食品関係施設や生活衛生関係施設等からの問い合わせに対して、業種別ガイドラインに基づき消毒・換気等の方法を回答しました。</p> <p>③ 当課で把握している全ての食品営業施設に対して、HACCPの制度化と導入方法の説明書、及び食品業者が作成すべき衛生管理計画と実施記録の様式例・記入例を郵送して、HACCP制度化の周知及び導入支援を行いました。</p> <p>令和3年度においても、立入検査等の機会を通じて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえた感染予防対策の指導を徹底するとともに、食品衛生法に基づくHACCPに沿った食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準の普及・啓発に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。</p>
--	---

具体的な取り組み：動物愛護精神の啓発及び生活環境の保全

人と動物が共生する社会を実現する取り組みとして、犬猫の殺処分ゼロをめざすために、猫不妊手術補助金交付件数の増加、終生飼養・適正飼養などの飼い主責任の周知啓発のさらなる推進を図ります。枚方市動物愛護基金を活用し、平成30年度より交付件数を増加した猫不妊手術補助金交付事業の実施、動物愛護啓発事業の拡充、動物の衛生管理の質の向上に取り組み、動物愛護の精神の啓発及び生活環境の保全を図ります。また、動物愛護活動の支援制度の拡充について検討を行います。

<p>実績</p>	<p>① 猫不妊手術補助金交付。＜地域猫：22匹、地域猫以外：900匹＞</p> <p>② 犬・猫の飼い方教室、パネル展、小学生へのパンフレット配布等による動物愛護啓発。＜飼い方教室：犬・猫各1回、パネル展：2回、小学4年生あて配布数4,080部・小学6年生あて配布数4,300部＞</p> <p>③ 動物愛護活動団体への支援方法の研究。</p>
<p>説明</p>	<p>① 猫不妊手術補助金は、地域猫活動団体が去勢・避妊した地域猫に対して雄10,000円・雌15,000円を上限に22件、それ以外の猫に対して1件3,500円を年間を通じて900件交付しました。</p> <p>② 犬・猫の飼い方教室を各1回、動物愛護パネル展を市内2会場で開催し、市立小学校4年生及び6年生の全児童に対して動物愛護啓発パンフレットを配布しました。また苦情・相談のあった犬猫の飼い主に対して指導を行い、終生飼養・適正飼養を啓発しました。</p> <p>③ 地域猫活動団体等に対するアンケート結果の検討や、他自治体の事例収集を行いました。引き続き官民の役割を踏まえた支援方法を研究していきます。</p>

具体的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

新型コロナウイルス感染症を含め、すべての感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に円滑に実施できるよう、組織的な人材育成を図ります。

<p>実 績</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症担当以外の部署の医療職による応援を実施。＜応援人数：50人＞</p> <p>② 災害時における保健活動をテーマとしたグループワークを実施。＜参加者数：48人＞</p> <p>③ 令和2年11月6日の防災訓練（全市）に合わせて、新型コロナウイルス感染症専用避難所設置運営訓練及び情報伝達訓練を実施。＜健康福祉部保健師参加者数：8人＞</p>
<p>説 明</p>	<p>① 保健所の感染症担当保健師だけでなく、庁内の保健師・医療職が所属の壁を越えて連携し、保健所への応援協力により新型コロナウイルス感染症の対応にあたったことで、感染症対応の理解と初歩的な実践力を養うことができました。</p> <p>② 健康危機管理、とりわけ災害時における保健活動の推進をテーマとした階層別グループワークを庁内の全保健師を対象に実施し意見交換を行ったことで、平時からの備えや今後の課題の明確化が図られました。</p> <p>③ 毎年行う訓練に加え、新型コロナウイルス感染症対策の視点も取り入れた訓練を行ったことで、課題が明確になり、今後の取り組みにつなげることができました。</p> <p>今後も引き続き、感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に実施できるよう、OJTの強化や研修の実施により、組織的な人材育成を図ります。</p>